

山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱

令和7年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における経済的社会的活動を促進することを目的として、空家等活用促進区域内に所在する空家等を除却し、跡地を誘導用途に活用する者に対し、予算の範囲内において山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空家等活用促進区域 法第7条第3項の規定に基づき、山陽小野田市空家等対策計画において定める空家等活用促進区域をいう。
- (3) 空家等活用促進指針 法第7条第4項の規定に基づき、山陽小野田市空家等対策計画において定める空家等活用促進指針をいう。
- (4) 補助対象空家等 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 空家等活用促進区域内に所在する空家等であること。
 - イ 空家等活用促進指針に定められた種類の空家等であること。
- (5) 跡地活用 補助対象空家等を除却した跡地を空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供することをいう。
- (6) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 空家等の所有者
 - イ 空家等が所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者
 - ウ ア又はイの相続人
 - エ 法人又は自治会等の任意団体（市長が認める者に限る。）
 - オ アからエまでに規定するもののほか、市長が認める者

(7) 解体業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で、市内に本店、支店、営業所、事務所等を有するものをいう。

(8) 暴力団 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(9) 暴力団員 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、跡地活用のため解体業者に依頼して補助対象空家等を除却し、更地にする工事とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 除却工事完了後、1年以内に跡地活用の工事に着工すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 誘導用途に通算1年以上供すること。

(3) 他の制度に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。

(5) その他法令等で定める事項に違反しないもの

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けて補助対象事業を行おうとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 補助対象空家等の所有者等又は跡地活用しようとする者（法人又は自治会等の任意団体（市長が認めるものに限る。）を含む。）であること。

(2) 所有者等が複数いる場合又は跡地活用しようとする者の場合は、当該補助対象空家等の所有者全員から補助対象空家等の除却について同意を得ていること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助対象事業に係る契約をしないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、跡地活用を目的に行う補助対象空家等（附属する工作物及び敷地内の立木等を含む。）の解体、撤去及び処分（消費税及び地方消費税を含む。）に要する費用とし、家財道具、機械、車両等の処分に要する費用は含まない。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に定める額のいずれか少ない額に5分の4を乗じて得た額とする。ただし、千円未満を切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費

(2) 国土交通大臣が定める標準除却費（国の補助金額の算定の基準となる除却工事費の額をいう。）

2 前項に定める額は、1棟（附属する工作物等を含む。）につき200万円を上限とする。ただし、区分所有された長屋については、その区分ごとに200万円を上限とする。

(事前確認申請)

第7条 補助金交付申請者は、次条に規定する申請をする前に、跡地活用が空家等活用促進指針に適合すること、及び地域の活性化に資することについて審査を受けるため、空家等跡地活用促進事業補助金事前確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助金交付申請者が個人の場合は、身分を証する書類（運転免許証等）の写し、法人の場合は登記事項証明書、任意団体の場合は規約等その団体の目的等がわかるもの及び代表者の身分を証する書類（運転免許証等）の写し

(3) 空家等の所在図

(4) 補助対象空家等の写真（2面以上）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、事業計画が空家等活用促進指針に適合するか否かを判定し、その結果を空家等跡地活用促進事業補助金事前確認結果通知書（様式第2号）により補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の着手前に、空家等跡地活用促進事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金交付申請者は、同一年度において、複数の補助対象空家等を補助対象事業とした補助金の申請をすることができないものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助対象空家等に係る権利を単独で有する場合には、第9号に掲げる書類を省略することができる。

(1) 補助対象空家等及びその所在地が記載された登記全部事項証明書（未登記の補助対象空家等の場合は、固定資産税課税台帳兼名寄帳の写し等。）

(2) 2者以上の解体業者の見積書（内訳の記載されたものに限る。）

(3) 契約する解体業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し（確認が必要な場合に限る。）

(4) 補助対象事業実施に係る誓約書（様式第4号）

(5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第5号）

(6) 申立書

ア 市税関係（様式第6号）

イ 解体業者用暴力団排除関係（様式第7号。確認が必要な場合に限る。）

ウ その他市長が必要と認める書類

(7) 空家等跡地活用促進事業補助金事前確認結果通知書の写し

(8) 戸籍全部事項証明書（相続人等の確認が必要な場合に限る。）

(9) 空家等跡地活用促進事業補助金交付申請同意書（様式第8号）

3 補助金交付申請者は、前項の申請を行う場合において、補助対象空家等について権利を有する者がほかにあるときは、原則としてその全ての者から補助対象事業の実施についての同意を得なければならない。ただし、その全て

の者の同意を得ることが困難なときは、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第9号）の提出をもって全ての者の同意に代えることができる。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請者に、空家等跡地活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

3 市長は、審査により補助金の不交付を決定したときは、空家等跡地活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第11号）により、その理由を付して補助金交付申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に着手する前に空家等跡地活用促進事業補助金着手届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空家等跡地活用促進事業補助金交付変更申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、金額の変更を伴わない軽微なものは除く。

(1) 第8条に規定する書類のうち変更となるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、補助事業者に、空家等跡地活用促進事業補助金交付変更決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

3 第9条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更決定の場合について準用する。

4 第1項ただし書に規定する軽微な変更が生じる場合は、速やかに空家等跡地活用促進事業補助金軽微な変更届（様式第15号）に次に掲げる書類を添

えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条に規定する書類のうち変更となるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(完了報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日（その日が山陽小野田市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに、空家等跡地活用促進事業補助金除却完了報告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書の写し（内訳の記載されたものに限る。）
- (2) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (3) 補助対象事業の完了を確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、空家等跡地活用促進事業補助金額確定通知書（様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受け、補助金を請求するときは、空家等跡地活用促進事業補助金請求書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、前項の補助金を請求するに当たり、その受領を解体業者に委任する場合は、代理受領委任状（様式第19号）を添えて提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による補助金の請求があったときは、補助事業者（前項の委任状を提出する場合は解体業者）に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、空家等跡地活用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第20号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は賠償の責めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第16条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに空家等跡地活用促進事業補助金交付申請取下げ書(様式第21号)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(跡地活用工事の着工)

第17条 補助事業者は跡地活用のための工事に着工したときは空家等跡地活用促進事業補助金跡地活用工事着工届(様式第22号)に建築確認申請の写しを添えて提出すること。

(供用の開始)

第18条 補助事業者は誘導用途への供用を開始したときは、空家等跡地活用促進事業補助金供用開始届(様式第23号)に供用を開始したことがわかる写真を添付して提出すること。

(供用の中止)

第19条 補助事業者は誘導用途への供用を開始した日から起算して1年以内に誘導用途への供用を中止したときは、空家等跡地活用促進事業補助金供用中止届(様式第24号)を提出すること。

2 供用を再開したときは、前条の開始届に供用を再開したことがわかる写真を添付して提出すること。

(是正のための措置)

第20条 市長は、第13条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。この場合において、同条中「2月28日」とあるのは「3月20日」と読み替える。

(関係書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(返還命令)

第23条 市長は、第15条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、空家等跡地活用促進事業補助金返還命令書(様式第25号)により行うものとする。

(関係法令の遵守)

第24条 補助事業者は、補助対象事業を実施するに当たり、法令等を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、補助対象事業が完了した後においても同様とする。

(雑則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

申請者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金事前確認申請書

空家等跡地活用促進事業補助金における事前確認を受けたいので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 空家等の所在地 (補助対象事業の実施場所)	山陽小野田市	
2 空家等活用促進区 域名		
3 申請者区分	<input type="checkbox"/> (1) 空家等所有者 <input type="checkbox"/> (2) 土地所有者 <input type="checkbox"/> (3) 上記(1)又は(2)の相続人 <input type="checkbox"/> (4) 跡地活用者	
4 階数	階	
5 構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> その他 ()
6 跡地活用の用途		

7 地域の活性化等に 資する理由	
---------------------	--

【添付書類】

(1) 事業計画書（任意様式）

※参考様式を参照し作成すること。

(2) ア 補助金交付申請者が個人の場合

・ 身分を証する書類（運転免許証等）の写し

イ 法人の場合

・ 登記事項証明書

・ 代表者の身分を証する書類（運転免許証等）の写し

ウ 任意団体の場合

・ 規約等その団体の目的等がわかるもの

・ 代表者の身分を証する書類（運転免許証等）の写し

(3) 空家等の所在図

(4) 補助対象空家等の写真（2面以上）

空家等跡地活用促進事業補助金事業計画書

年 月 日

1 実施者名	◇空家等跡地活用の実施者等を記入。
2 実施場所	
3 空家等活用促進区域名	
4 空家等跡地の活用目的・事業目的	◇空家等跡地を活用したい動機、この空家等を選んだ理由は何か等を記入。
5 事業の内容	◇どのような人を対象に、どのようなサービスを提供するのか。 ◇どの程度の利用人員を考えているのか。
6 管理運営体制	◇事業に必要なスタッフは何人ぐらいで、どのように関わるのか。 ◇運営費の確保に対する考え方。 ◇事業に関してどんな団体と、どのような協力・連携をするのか等を記入。
7 跡地の活用方法、初期整備スケジュール	◇補助金が適切かつ効果的に使われるか。 ◇スケジュールは、期限までに間に合うか等を記入。

8 初期整備を除いた 年間ベースでの収 支計画	◇現時点で想定できる1年間の収支計画はどの程度かを記入。 ◇事業継続は見込めるか。
-------------------------------	--

収入（単位 千円）		
-----------	--	--

予算科目	金額	主な内容
収入計		

支出（単位 円）		
----------	--	--

予算科目	金額	主な内容
支出計		
収入－支出		

9 事業の効果	◇この事業により地域との交流が深まるか。 ◇地域の活性化が期待できるか。 ◇地域コミュニティの維持・活性化につながるか。
---------	--

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

空家等跡地活用促進事業補助金事前確認結果通知書

年 月 日付で申請のありました山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金における事前確認申請について、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 空家等の所在地 (補助対象事業の実施場所)	山陽小野田市
2 空家等活用促進 区域名	
3 確認結果	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
<input type="checkbox"/> 上記の跡地活用は、空家等活用促進指針に適合し、地域の活性化に資すると認められるので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付申請書（様式第3号）に、本通知書の写しを添付して申請してください。	
<input type="checkbox"/> 上記の跡地活用は、空家等活用促進指針に適合しません。 理由（ ）	
<input type="checkbox"/> 上記の跡地活用は、地域の活性化に資すると認められません。 理由（ ）	

山陽小野田市長 宛

〒
住所又は所在地
申請者 法人名又は名称
氏名又は代表者名
電話

空家等跡地活用促進事業補助金交付申請書

下記の事業を実施したいので、空家等跡地活用促進事業補助金を交付していただくよう、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象空家等の所在地

山陽小野田市
(登記上の所在地 山陽小野田市)

2 補助対象事業に要する経費（税込見積額）

金 _____ 円

3 補助事業計画

(1) 空家等の規模

用途		構造	
階数	階建て	延床面積	m ²
空家等の所有者氏名			
敷地所有者氏名			

(2) 除却工事の期間

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

(3) 解体業者

住所又は所在地	山陽小野田市
氏名又は名称	

(4) 跡地活用の予定

用 途	
跡地活用者の氏名又は名称	
工事着工予定日	
工事竣工予定日	
供用開始予定日	

【添付書類】

- (1) 補助対象空家等及びその所在地が記載された登記全部事項証明書（未登記の補助対象空家等の場合は、固定資産税課税台帳兼名寄帳の写し等）
- (2) 2者以上の解体業者の見積書（内訳の記載されたものに限る。）
- (3) 契約する解体業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し（確認が必要な場合に限る。）
- (4) 補助対象事業実施に係る誓約書（様式第4号）
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第5号）
- (6) 申立書
 - ア 市税関係（様式第6号）
 - イ 解体業者用暴力団排除関係（様式第7号。確認が必要な場合に限る。）
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (7) 空家等跡地活用促進事業補助金事前確認結果通知書の写し
- (8) 戸籍全部事項証明書（相続人等の確認が必要な場合に限る。）
- (9) 空家等跡地活用促進事業補助金交付申請同意書（様式第8号）
- (10) 紛争等が生じた場合の誓約書（様式第9号。様式第8号が提出できない場合に限る。）

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所又は所在地
法人名又は名称
氏名又は代表者名

土地所有者 住所又は所在地
法人名又は名称
氏名又は代表者名

※自署又は記名押印

補助対象事業実施に係る誓約書

私は、空家等跡地活用促進事業補助金の申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 申請した内容に虚偽がないこと。
- 2 補助金交付決定通知後に工事請負契約を締結し、申請内容を遵守すること。
- 3 補助対象空家等の除却後1年以内に跡地活用に供するための工事に着工すること。
- 4 交付決定を受けた条件で、通算1年以上跡地活用すること。
- 5 跡地活用の状況等について、山陽小野田市が求めた場合、必要な報告及び協力を行うこと。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私は、山陽小野田市補助金等交付規則及び空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金交付の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 暴力団（山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- 2 暴力団員（暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 3 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 4 本申請の補助事業の解体業者が、暴力団若しくは暴力団員であったこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有したことが判明したときは、補助金を返還します。
- 5 本事業に係る誘導用途への供用に関する関係者の中に暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者はいません。
- 6 暴力団員等であるか否かの確認のため、関係機関に対して照会が行われることに同意します。

年 月 日

山陽小野田市長 宛

住所又は所在地

法人名又は名称

(ふりがな)

氏名又は代表者名

生年月日 年 月 日

※自署又は記名押印

様式第6号（第8条関係）

申 立 書

（市税関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

私は、空家等跡地活用促進事業補助金の交付を受けるに当たり、市税について滞納がないことを申し立てます。

なお、市税滞納の有無の確認について、担当課での調査に同意します。

補助対象空家等の
所在地 山陽小野田市
(登記上の所在地) (山陽小野田市)

申立者 住所又は
所在地

法人名
又は名称

氏名又は
代表者名

生年月日

年 月 日

※自署又は記名押印

税 務 課	課長	課長補佐	係長	担当	確 認 欄
収 納 係					市税滞納の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 賦課なし
特 記 事 項					

様式第7号（第8条関係）

申 立 書

（解体業者用暴力団排除関係）

私は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にないことを申し立てます。

なお、山陽小野田市が、空家等跡地活用促進事業補助金の交付を受ける申請者への審査を行うに当たり、この申立書の内容が事実であることを確認するため、関係機関に照会することに同意します。

山陽小野田市長 宛

年 月 日

解体業者所在地

解体業者名

代表者 役職・^{ふりがな}氏名



代表者住所

代表者生年月日

年 月 日

様式第8号（第8条関係）

空家等跡地活用促進事業補助金交付申請同意書

山陽小野田市長 宛

年 月 日

所有者1 住所

ふりがな
氏名

電話

年 月 日

所有者2 住所

ふりがな
氏名

電話

年 月 日

所有者3 住所

ふりがな
氏名

電話

※自署又は記名押印

下記のとおり、申請者が空家等跡地活用促進事業補助金の交付を受け、補助対象事業を実施することについて同意します。

記

1 申請者

住所又は所在地：

法人名又は名称：

氏名又は代表者名：

2 補助対象空家等の所在地

山陽小野田市

(登記上の所在地 山陽小野田市)

紛争等が生じた場合の誓約書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所又は所在地

法人名又は名称

氏名又は代表者名

※自署又は記名押印

空家等跡地活用促進事業補助金の交付を申請するに当たり、補助対象空家等の権利を有する全ての者から同意を得ることが下記の理由等により困難であるため、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、本書を提出します。

補助対象事業の実施に当たり、他の権利者等との間において紛争等が生じた場合には、自己の責任において全て解決し、市に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

- 1 補助対象空家等の所在地
山陽小野田市
(登記上の所在地 山陽小野田市)
- 2 同意を得ることが困難な者の氏名及び関係（続柄）等
- 3 同意を得ることが困難な理由等

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

空家等跡地活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家等跡地活用促進事業補助金については、下記のとおり決定したので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 跡地活用の用途
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
 - (2) 除却工事完了後、1年以内に跡地活用の工事に着工すること。
 - (3) 上記の跡地活用の用途に通算1年以上供すること。
 - (4) 空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消すことがあること。
 - (5) 補助金交付額は、補助対象経費の確定により変更する場合があること。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

山陽小野田市長

空家等跡地活用促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家等跡地活用促進事業補助金については、下記のとおり不交付の決定をしたので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

届出者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金着手届

年 月 日付け 第 号により、空家等跡地活用促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり着手しますので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

補助対象空家等の所在地 (登記上の所在地)	山陽小野田市 (山陽小野田市)
着手年月日	年 月 日
備考	

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

申請者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号により、空家等跡地活用促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり内容を変更したいので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

補助対象空家等の所在地 (登記上の所在地)	山陽小野田市 (山陽小野田市)	
変更年月日	年 月 日	
変更の内容及びその理由		
補助対象経費	変更前 円	変更後 円

【添付書類】

- ・変更後の解体業者の見積書（内訳の記載されたもの）

様式第14号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

空家等跡地活用促進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった空家等跡地活用促進事業補助金については、下記のとおり変更の決定をしたので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 変更後の補助金の交付決定額 金 円

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

届出者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金軽微な変更届

年 月 日付け 第 号により、空家等跡地活用促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり内容を変更したいので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により届け出ます。

記

補助対象空家等の所在地 (登記上の所在地)	山陽小野田市 (山陽小野田市)
軽微な変更 年 月 日	年 月 日
軽微な変更の内容及びその理由	

山陽小野田市長 宛

〒
住所又は所在地

報告者 団体名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金除却完了報告書

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付（変更）決定通知があった件について、補助対象事業が完了したので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象空家等の所在地
山陽小野田市
(登記上の所在地 山陽小野田市)
- 2 補助金の交付決定額
金 円
- 3 補助対象事業に要した費用
金 円
- 4 補助対象事業の期間
着手日 年 月 日
完了日 年 月 日

【添付書類】

- (1) 補助対象事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書の写し（内訳の記載されたものに限る。）

- (2) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (3) 補助対象事業の完了を確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様

山陽小野田市長

空家等跡地活用促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで除却完了報告のあった空家等跡地活用促進事業補助金については、下記のとおり額の確定をしたので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 確定補助金額 金 円

2 請求期限 年 月 日

3 注意事項

- (1) この補助金は、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。
- (2) 除却工事完了後、1年以内に跡地活用の工事に着工すること。
- (3) 交付決定通知書記載の跡地活用の用途に通算1年以上供すること。
- (4) 市長が必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることがあること。
- (5) 誓約事項を履行しないとき、又は山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

請求者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により、補助金額確定の通知があった空家等跡地活用促進事業補助金について、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき請求します。

請求額 金 円

振込先

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名		支店名			
		銀行 金庫 組合		本店 支店 支所 出張所			
	預金種目		口座番号(右づめ)				
	普通(総合) ・ 当座						
ゆうちょ銀行	店番	番号(右づめ)					
フリガナ							
口座名義人							

※補助金の受領を解体業者へ委任される場合、振込先の記入は必要ありません。

※預金種目の欄は、該当する方を○で囲んでください。

山陽小野田市長 宛

代理受領委任状

委任者（補助事業者）

住所又は所在地

法人名又は名称

氏名又は代表者名

※自署又は記名押印

次の者を代理人と定め、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定による補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者（解体業者）

所在地

業者名

代表者

印

口座振替申出書

山陽小野田市会計管理者 宛

口座振込申出者（受任者）

所在地

業者名

代表者

印

上記空家等跡地活用促進事業補助金の受領については、下記金融機関の口座に振り込んでください。

どちらか一方を御記入ください。	金融機関 (ゆうちょ 銀行以外)	金融機関名		支店名			
		銀行 金庫 組合		本店 支店 支所 出張所			
	預金種目		口座番号(右づめ)				
	普通(総合) ・ 当座						
ゆうちょ銀行	店番	番号(右づめ)					
フリガナ							
口座名義人							

※受任者と口座振替申出者は、必ず同一となります。

※預金種目の欄は、該当する方を○で囲んでください。

様式第20号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

空家等跡地活用促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした空家等跡地活用促進事業補助金について、交付決定の一部（全部）を取り消したので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消しの理由

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒
住所又は所在地
申請者 法人名又は名称
氏名又は代表者名
電話

空家等跡地活用促進事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号により、空家等跡地活用促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 補助対象空家等の所在地
山陽小野田市
(登記上の所在地 山陽小野田市)
- 2 取下げの理由

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

届出者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金跡地活用工事着工届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった空家等跡地活用促進事業補助金について、下記のとおり跡地活用の工事に着工したので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第17条の規定により届け出ます。

記

跡地活用の場所 (補助対象事業の実施場所)	山陽小野田市
跡地活用の用途	
着工年月日	年 月 日
供用開始予定日	

【添付書類】

- ・ 建築確認申請の写し

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

届出者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金供用開始届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった空家等跡地活用促進事業補助金について、下記のとおり跡地活用の供用を開始したので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第18条の規定により届け出ます。

記

跡地活用の場所 (補助対象事業の実施場所)	山陽小野田市
跡地活用の用途	
区 分	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 再開
供用開始年月日	年 月 日

【添付書類】

- ・ 供用を開始したことがわかる写真（再開の場合は再開したことがわかる写真）

年 月 日

山陽小野田市長 宛

〒

住所又は所在地

届出者 法人名又は名称

氏名又は代表者名

電話

空家等跡地活用促進事業補助金供用中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった空家等跡地活用促進事業補助金について、下記のとおり跡地活用の供用を中止したので、山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱第19条の規定により届け出ます。

記

跡地活用の場所 (補助対象事業の実施場所)	山陽小野田市
跡地活用の用途	
供用中止年月日	年 月 日
中止した理由	
供用再開の有無	<input type="checkbox"/> 予定あり (<input type="checkbox"/> 再開予定年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 予定なし

様式第 2 5 号 (第 2 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

空家等跡地活用促進事業補助金返還命令書

年 月 日付けで交付した空家等跡地活用促進事補助金について、山陽小野田市空家等跡地活用促進事補助金交付要綱第 2 3 条の規定により下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還すべき補助金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還事由
- 4 その他特記事項